# 第3章 生物多様性の保全

生物は地球上のあらゆる場所に見られ、その 色・形・大きさ、行動、生活史など、極めて変化 に富んでいます。こうした生物の違いは、遺伝子、 種、そして生態系という、それぞれのレベルで捉 えることができ、「生物多様性」と呼んでいます。 生物多様性は、その場所の環境や生物間のつなが りのもとで、長い進化の歴史の中で育まれてきた ものです。

千葉県は、海域では、北限の造礁サンゴや南限のサケの遡上等が見られ、また陸域では、南からの常緑広葉樹林と北からの落葉広葉樹林とが混在するなど、南北の動植物が出会う多様な生態系が育まれています。また、伝統的な農林漁業とともに育まれてきた里山、里海には、人間活動と調和しながら多くの生物が共存し、その多様性を高めてきたと言えます。

しかしながら、近年、宅地開発等の人間の活動や、逆に里山林放置等の人間による自然への働きかけの減少、さらには外来種の影響などにより、自然環境が変化し、生物多様性の劣化が進んでいます。絶滅のおそれのある野生動植物をリスト化したレッドデータブックには、多くの種類が記載されています。

これらに加えて、地球温暖化による地球規模での生物多様性への影響が懸念されています。地球温暖化は、海水面の上昇による干潟・砂浜の消失や、気温・降水量の急激な変化をもたらし、これに適応できない多くの生物種が絶滅する恐れがあります。

生物多様性は、私たちに食料・水・燃料・木材・繊維・遺伝子資源等の物資や、気候調整、土壌の形成、土壌浸食の防止、レクリエーションの場、文化的な価値等を提供しており、これを保全していくことは、人類が生存していくための基盤を守っていくことです。

このため、県では19年度に「生命(いのち)の にぎわいとつながりを子どもたちの未来へ」を理 念として掲げる「生物多様性ちば県戦略」を、多くの県民参加のもとで策定しました。この戦略は、生物多様性の「保全・再生」、「持続可能な利用」、「研究・教育」の3つの取組と「取組を支える基盤整備」を柱に、本県の特性を踏まえ、多様な主体による「取組の基本的な方向」と具体的な「県の取組」を示しています。

今後、この戦略を踏まえて県民、NPO等の民間団体、市町村、県等が一体となった地域レベルでのきめ細かな対策を進めていくことが必要です。

## 第1節 自然環境の体系的保全

## 1.施策の総合的推進

## (1)自然環境の概況

本県は本州のほぼ中央に位置し、太平洋に突き出た半島で、三方を海に囲まれ、北は河川を隔てて他都県と接しています。気候はおおむね温暖な海洋性気候であるが、北部にはやや内陸性気候のところもあります。年間降雨量は北部では1,300~1,600mm程度であるが、南部には2,000mmを超える多雨地帯もあります。

房総半島を地形から大別すると平坦な北総台地、100~300mの尾根が連なる南部丘陵地、海岸沿いの低地からなります。地層は大部分が新生代のもので、北は未固結の第四紀層、南は半固結の第三紀層に分けられます。火成岩は嶺岡山塊にハンレイ岩、蛇紋岩、玄武岩などが、銚子の利根川河口付近には古銅輝石安山岩が見られます。銚子で露出している中生層は本県でみられる最も古い地層であり、西に行くに従って地下にもぐり房総半島の基盤岩を形成しています。

森林は県土の3分の1を覆い、水平分布上照葉 樹林帯に属するが、自然林は県土の0.5%を占め るのみで、ほとんどが南部丘陵に分布しています。 北部にはスギ、ヒノキ等の人工林が、中部にはク ヌギ、コナラ等の二次林が多く分布しています。 南部丘陵の稜線付近には通常冷温帯林に属するツ ガ・ヒメコマツ林が見られるが、これは氷河期の 植生の名残であるといわれています。 植物相の特徴として、沿岸部には暖流の影響を 受けるため分布の北限となるハマユウ、ホルトノ キ、マルバチシヤノキなどがあります。

動物相は、鮮新世初期から洪積世にかけて三浦 半島と房総半島の一部が陸続きであったため、南 部丘陵を中心として丹沢山系との共通性が高く、 天然記念物に指定されている高宕山のサル生息地 におけるニホンザルをはじめニホンジカ、トウ キョウサンショウウオ、カジカガエルなどが生息 しています。北部は、南部に比して地質が新しい ことと地形の変化が少ないことから野生動物にも あまり特徴的なものはないが、沼、河川、干潟な どに飛来する鳥類はかなり豊富です。

海では暖流と寒流の影響を受けるため、館山湾 を北限とする造礁サンゴや利根川を南限とする寒 流系のサケなどの存在が知られています。

## (2)保全対策の総合的推進

本県は比較的平坦な地形と首都圏に位置することなどから、生活、産業活動、余暇活動などの場として土地利用が拡大し、自然の改変が進んでいます。自然は健康で文化的な生活に欠くことのできないものであり、また将来へ継承していかなければならない貴重な財産であることから、優れた自然や生態系等を保全するとともに、自然の復元力の範囲内で適正な利用を図ることが必要です。

このため、「千葉県環境基本計画」及び「生物 多様性ちば県戦略」に基づき、生物多様性の保全 に向け、地域指定等による多様な自然環境の体系 的な保全、地域の特質に応じた生態系の維持・回 復、野生動植物の適正な保護管理等の対策を推進 するとともに、人と自然とのふれあいの確保を推 進します。

## 2. 自然環境保全地域等の指定と保全

## (1) 自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境等を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」基づき、次の3種類の保全地域を指定しており、19年3月末現在、28地域が指定され、その面積は県土の約0.4%に当たります(表2-3-1)。

## ア 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林の区域、 地形や地質が特異な区域、希少あるいは固有な 野生動植物が生息し又は生育している区域

## イ 郷土環境保全地域

歴史的、郷土的に特色のある遺跡、建築物又は地域住民に親しまれてきた由来のある樹木、岩石、滝などと一体となって良好な自然環境を形成している区域

## ウ 緑地環境保全地域

地域住民の健全な心身の保持、増進及び災害 の防止などに役立つと認められる自然環境を形 成している樹林地、水辺などの区域

#### 表2 3 1 自然環境保全地域等の指定状況

(19年3月現在)

地均	4 名	地域数	面 積
自然環境	保全地域	9 地域	1,773.75ha
郷土環境	保全地域	18地域	105.31ha
緑地環境保全地域		1 地域	77.30ha
合	計	28地域	1,956.36ha

#### (2)自然環境保全地域等の保全

自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある各種開発行為の規制等を行うとともに、指定地域を適切に保全していくため、巡視歩道、保護柵、標識、解説板等を整備しています。また、自然環境の保全に関する思想の普及、指導及び監視のため自然環境保全地域や自然公園などに自然保護指導員を105名(19年11月末現在)配置しています。

## 3. 自然環境保全基礎調査等の実施

## (1)自然環境調査

優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域等として指定する場合に必要な基礎資料を得るための学術調査、また、自然環境保全地域等に指定された地域で、指定候補地選定のための基礎調査以来おおむね10年を経過している地域について、その間の動植物、地形等の変遷を明らかにするとともに前回行われた調査を補足し、将来良好な状

態で保全するための調査を実施しています。18年 度及び19年度は、内浦山自然環境保全地域(鴨川 市)の調査を行っています。

## (2)自然環境保全基礎調査

自然環境保全基礎調査は、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれており、「自然環境保全法」第4条の規定により、環境省が実施する環境保全のための基礎調査で、おおむね5年を周期としてとりまとめています。18年度は、種の多様性調査(都道府県委託)として「干潟・浅海域における生物多様性の評価方法の開発」を行っていました。

## (3)生物多様性地理情報システム

生物多様性保全の諸施策を展開するためには、 海域を含む県全域における動植物の分布情報を地 理情報システムとして整理する必要があります。 そのうえで生物多様性の保全上重要な地域の抽出 や、希少種・外来種の分布変動の把握等を行う必 要があります。このため、県内の動植物の分布情 報を地理情報システムとして整備・活用します。 19年度はシステム開発とデータ整備を行っていま す。

#### 4.協定等による自然環境の保全

## (1)自然環境保全協定

#### ア 協定の概要

ゴルフ場等の開発行為をしようとする事業者と「千葉県自然環境保全条例」第25条の規定により、自然環境の保全を図ることを目的に協定を締結しています。

## イ 協定の締結状況

19年3月末における締結中の協定の総数は 155件、協定面積合計12,112.6ha、緑地保全面積 6,219.4 h aとなっています。

#### (2)緑化協定

## ア 協定の概要

一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地 所有者又は管理者を対象とし、「千葉県自然環 境保全条例」第26条の規定により、用地別及び 新・既設別に応じて\*緑化率を規定し、緑化の 実施及び維持管理について協定を締結していま す。また、県は協定締結者に対し緑化技術等の 指導助言を行っています。

## イ 協定の締結状況

18年度には、工場用地等に係るもの34件について21.6haの緑地を確保する協定を締結しました。19年3月末における締結中の協定の総数は907件、緑地面積合計1.574.5haとなっています。

## 5.みどりの基金の造成

水源かん養機能等の公益的機能の高い森林、良好な自然環境の保全及び都市において良好な自然的環境を形成している緑地の保全のため特に必要な土地の取得並びに緑化の普及啓発等の推進を図ることを目的に、「千葉県みどりの基金条例」に基づき、3年度から「みどりの基金」を造成しています。基金の造成目標額は100億円であり、19年3月末現在の積立額は約69億8.500万円です。

## 第2節 自然公園の保護と利用

## 1.自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき指定され、19年3月末現在、県内には2つの国定公園及び8つの県立自然公園があり、その面積は県土の約5.5%に当たります(表2-3-2)。

自然公園は、保護と利用を内容とする公園計画に基づいて管理・整備されています。公園計画のうち保護計画は、風致景観の保護の必要度によって、特別保護地区、特別地域、普通地域、\*海中公園地区に分け、風景に支障を及ぼす行為を規制誘導することによりその地域又は地区の保護を図るものです。利用計画は、自然公園利用の中心拠点として施設を集団的に整備する\*集団施設地区及び園地、広場、駐車場等の単独施設を各地区の特性や利用度に対応しながら整備を進めるものです。

なお、10年4月から県立九十九里自然公園特別 地域の海浜部において貴重な海浜動植物を保護す るため、車両等の乗入れ規制を実施しています。

## 2. 自然公園の保護管理

自然公園内の優れた風景地を保護するため、「自然公園法」及び「千葉県立自然公園条例」に基づき各種開発行為の規制を行っており、風致景観に支障を及ぼす一定の行為については、知事の許可(特別保護地区、特別地域及び海中公園地区)又は知事への届出(普通地域)が必要です。また、建築物の建設については、「千葉県自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱」に基づき、事業者に事前協議と景観等影響評価を義務付けるなど、風致景観の適正な保全に努めています。

このほか、自然公園指導員、自然保護指導員を 配置し、公園区域内の巡視及び公園利用者に対す る自然環境保全思想の普及啓発活動を実施しています。

## 3. 自然公園の施設整備

自然公園の施設は、自然公園の持つ恵まれた風致景観を保護するとともに、利用の促進を図り、多くの人々が豊かな自然にふれあえる野外活動の場として、公園計画に基づき整備するものです。 大房岬及び白子等の集団施設地区や犬吠埼園地及び上永井展望施設などの単独施設が整備されています。

また、自然公園の自然等について分かりやすく 展示解説した、ビジターセンターを設置していま す。

表2 3 2 自然公園の指定状況(19年3月末現在)

区分	公 園 名	指定年月日	面積	保護計画	利用計画
国定	南 房 総 国 定 公 園	S.33. 8. 1 (H.14.10.11)	5,690ha	特別保護地区特別地域普通地域海中公園地区	集団施設地区 単 独 施 設
公園	水郷筑波国定公園	S.34. 3. 3 (H.17.4.22)	34,956 (千葉県3,155)	特 別 地 域 普 通 地 域	単独施設
	計		8,845		
	県立養老渓谷奥清澄自然公園	S.10. 8. 9 (S.61.5.9)	2,790	特 別 地 域 普 通 地 域	単独施設
	県立九十九里自然公園	S.10. 8. 9 (H.5. 2. 5)	3,253	"	集団施設地区 単 独 施 設
県	県立印旛手賀自然公園	S.27.10.24 (H.7. 5. 2)	6,606	"	単独施設
立自	県立高宕山自然公園	S.10. 8. 9 (S.63.10.11)	2,342	"	単独施設
然	県立嶺岡山系自然公園	S.10. 8. 9 (S.39. 6. 9)	1,574	普通地域	_
公園	県 立 富 山 自 然 公 園	S.26. 3. 3 (H. 7. 5. 2)	676	特 別 地 域 普 通 地 域	単独施設
	県立大利根自然公園	S.10. 7. 5 (H. 7. 5. 2)	503	"	単独施設
	県立笠森鶴舞自然公園	S.41. 3. 8 (S.60. 1. 8)	1,948	"	単独市施設
	計		19,692		
	合 計		28,537		

(注) 指定年月日欄の() 内は最終点検年月日である

## 第3節 種の保存

## 1.野生生物の生息・生育状況

本県の野生生物は、沿岸部の暖流と寒流の影響等により、分布上貴重な種及び半島性に起因する房総固有の種又は特徴を有する種などが見られ、植物ではハマユウ、ホルヰノキ、マルバチシャノキなど(分布北限)が知られ、動物では、オオキンカメムシなど(分布北限)やボウソウヤマキマダラヒカゲ、アカオサムシ、カズサオサムシなど(固有の亜種・変種)、房総特有の特徴を示すイモリ、ヤマカガシなどが知られています。

本県の植物的自然の特色は、湿潤な森林帯の中で、熱帯と温帯の移行が見られる世界でもごく限られた貴重な自然の中に位置しており、熱帯と温帯の両要素が共存し、多様な植物相を有していることです。維管束植物だけで、2,154種が分布し、日本全体の約7,300種の約3割が分布しています。

また、野鳥は、5年度に実施した調査によると、昭和51年から5年までに本県で330種の生息が確認されており、これは全国で生息が確認されている鳥類568種(日本鳥類目録)の約58%にあたります。

さらに、獣類は、千葉県レッドデータブック・ (12年3月発行)を作成する際に行った調査で、 32種類が確認されています。



## シャープゲンゴロウモドキ

体長3cmほどの大型のゲンゴロウの一種です。氷河期の遺存種と考えられています。1960年以降絶滅したと考えられていましたが、1980年代に房総半島や能登半島で再発見されました。しかし、現在も絶滅のおそれがあることから、県レッドリストで最重要保護生物に選定されています。

しかし、開発等による生息・生育環境の消滅・ 分断、また乱獲・外来種との競合などにより減少 又は絶滅のおそれのある種があり、その保全が重 要な課題となっています。

## 2 . 希少種の保全対策

## (1)希少野生動植物の保全

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に 関する法律」に基づく国内希少野生動植物に指定 されているミヤコタナゴの安定した生息環境の確 保を図るため、水路環境の整備、ミヤコタナゴの 保護飼育及び人工繁殖、生息状況の定期的観察な どの保護増殖事業を実施しました。

## (2)<sup>\*</sup>レッドデータブックの改訂

生物の多様性を維持・保全するために、特に保護に配慮する必要がある野生生物を選定し、保護の在り方などを明らかにした「千葉県レッドデータブック」動物編を12年に発刊し、12年度にはその見直しを行いました。

12年の作成時には選定対象としていなかった上部浅海帯(潮下帯)の海産貝類を対象に含め、その多くが保護に配慮が必要として選定されたこともあり、全体として選定種は増加しています。脊椎動物234種、無脊椎動物640種の合計874種が選定されました。これは千葉県における在来の脊椎動物の約45%、無脊椎動物の約11%が選定された



## カミツキガメ(写真:小林頼太)

北米原産で、日本にはペットとして多数の幼体が輸入されました。現在、印旛沼とその周辺の河川に生息しており、繁殖も確認されています。成長すると甲羅の長さが50cmにもなります。雑食性で、在来のカメと比べて産卵数が多いことなどから、在来種への影響が懸念されています。

	千葉県で生息が確認されている「特定外来生物」(23種)				
(哺乳類)	アカゲザル、アライグマ、キョン、マスクラット				
(爬虫類)	カミツキガメ				
(両生類)	ウシガエル				
(魚 類)	チャネルキャットフィッシュ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、カダヤシ、 ストライプトバス				
(昆虫類)	セイヨウオオマルハナバチ				
(軟体動物等)	カワヒバリガイ属				
(植物)	ナガエツルノゲイトウ、ミズヒマワリ、オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、 オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ				



## アライグマ

北米大陸原産で、ペットとして飼育されていたものが、 逃走・遺棄により各地で野生化しています。千葉県では、 1990年代に定着しました。農作物被害のほか住宅等の屋 根裏に住みついて問題になっています。

ことになります。また、カテゴリー X (消息不明・絶滅生物)に選定されたのは74種、カテゴリー A (最重要保護生物) に選定されたのは225種で、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。

## (3)生物生息空間(ビオトープ)の推進

「人と自然との共生」という観点から「生物多様性の確保」対策として、8年度から、生物の生息する空間(\*ビオトープ)を確保した地域づくりを推進するため、ビオトープ事業の推進調査検討委員会を開催し、調査・検討を行ってきました。

13年度には、「千葉県ビオトープ推進マニュアル」と「千葉県ビオトープ事例集」を作成、発刊し、市町村等の行政機関や県内の小学校、図書館に配布した。16年度は教員を対象にビオトープ推進シンポジウムを開催しました。

18年度は、県内全小中学校を対象としたビオトープの活用推進状況等についてアンケートを実



## キョン

中国南東部や台湾に自然分布する小型のシカ 1980年頃より房総半島において野生化した個体が確認されており、房総半島南東部の勝浦市、鴨川市などに定着しています。

施しました。

今後も、様々な機会をとらえ、本書を広く普及 し、地域でのビオトープ確保を支援していくこと にしています。

## (4)外来種対策

外国や国内の他の地域から人によって持ち込まれた外来種は、もともとそこに住んでいた種(在来種)との競合やその捕食、在来近縁種との交雑などによる地域固有の生態系への影響が問題となっています。

このため、生態系への影響や、人の生命・身体や農林水産業への被害を防止する目的で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(略して「外来生物法」。法では外国から持ち込まれた種だけが対象。)が制定され、特に生態系等に被害を及ぼすものとして「特定外来生物」が指定されました。

「特定外来生物」は輸入はもちろん、飼養、栽培、保管、運搬、野外に放つことが禁止され、また、国や県等が必要に応じて防除を行います。「特定外来生物」には現在84種類の生物が指定されており、そのうち千葉県で生息が確認されている種は次の23種です。

県では、これらの特定外来生物のうち、既に生態系への影響等が懸念されるアカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメなどについて、生息状況や被害状況を調査するとともに、防除対策を検討し、一部では防除を実施しています。

## 第4節 鳥獣の保護管理

## 1.鳥獣の保護

## (1)鳥獣保護事業計画の策定

都市化や工業化に伴う開発の進展による干潟の 埋立や森林の伐採などにより、野生鳥獣の生息環 境は悪化し、その生息数は減少しています。また、 野生鳥獣の中には、時期的、地域的に農林業等に 被害を与えるものもあります。このため、鳥獣の 適正な保護繁殖を図るためには、長期にわたる計 画的な鳥獣保護対策及び生息数の調整等鳥獣の適 正な管理を行うことが必要です。

そこで県では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき策定した「第9次鳥獣保護事業計画」(14年度~19年度)及び千葉県特定鳥獣管理計画(ニホンザル:15年度~19年度、ニホンジカ:17年度~19年度)により、鳥獣の適正な管理を行い農林水産業と調整を図りながら、鳥獣保護対策を推進しています。また、鳥獣保護員を設置するなど鳥獣保護事業の実施体制を整備しています。

#### (2)鳥獣保護区等の指定

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣保護区を指定し、保護が特に必要な地域については、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています(表2-3-3)。

また、野鳥の生息地及び野鳥観察の場としての 環境整備を図るため、行徳内陸性湿地帯の再整備 を行い、適正な管理を行っています。

なお、習志野市の国設谷津鳥獣保護区(谷津干潟)が5年6月に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(\*ラムサール条約)の登録湿地として指定されました。

表2 3 3 鳥獣保護区等指定状況(19年3月現在)

	X	:	分		箇所数	面積(ha)
鳥	獣	保	護	X	61	41,500
銃	猟	土 李	<u>X</u>	域	225	182,967
(参	考)国	設鳥	獣保護	養区	1	41
鉛	散 弾	規	制地	域	1	245

## (3)鳥獣の人工増殖及び放鳥

生息数に比べて特に捕獲数が多いウスアカヤマ ドリについては人工増殖を行い、鳥獣保護区に放 鳥して、生息数の減少を防止しています。

## (4)鳥獣の生息状況等の調査

鳥獣保護事業を適切に実施していくには、鳥獣 の生息状況を把握することが不可欠です。

このため、鳥獣保護区内野生鳥獣生息環境調査 を実施するなど基礎資料の集積に努めています。

#### (5)鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護事業の目的を達成するためには、広く 県民に鳥獣保護思想を普及啓発する必要があるこ とから、\*愛鳥週間(毎年5月10日~16日)行事 (探鳥会、ポスターコンクール)を行っています。

また、獣医師による傷病鳥獣の治療や野生復帰まで飼養を行うボランティア制度を内容とする傷病野生鳥獣救護事業を実施しているほか、千葉県行徳野鳥観察舎には傷病鳥収容・回復訓練施設を設置しています。

## 2.鳥獣の管理

野生鳥獣による農林業等の被害の軽減を図り、 鳥獣の適正な保護管理を行うため、次のような対 策を実施しています。

## (1)有害鳥獣の生息数の調整

特に害性の強い鳥獣は、狩猟により生息数が調整されているが、これでもなお被害の軽減が図れ

ない場合は、有害鳥獣捕獲の許可を市町村等の申 請に基づき行い、被害防止を図っています。

## (2) ニホンジカに係る保護管理対策

ニホンジカと人との共生を目指し、平成17年4月に「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)」を公表しました。この計画では、将来的には本県のニホンジカを1000頭から1500頭程度で維持すること及び被害防除や生息地の保全整備などの対策を推進していくことが明記されました。

この目標を達成するための基礎データとして、 生息数や栄養状態、妊娠率などを把握するための 調査を行っています。

また、安全面や調査によって得られた生息情報に配慮しつつ、ニホンジカの狩猟を解禁いたします。解禁により得られる様々なデータは、今後の保護管理対策の基礎資料として、計画にフィードバックしていきます。

## (3)野生猿に係る保護管理対策

野生猿による農林業等の被害は依然として大きいことから、15年4月に策定した「千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)」に基づき、コアエリア(保護地域)内に生息する猿を保護するとともに、コアエリア外で農作物等に被害を与える猿を計画的に捕獲することとしています。

そのため、市町村の申請により特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲許可を出すとともに、市町村が実施する保護管理事業への補助等を実施しています。また、科学的に保護管理を行なうために、「房総半島における野生猿の管理に関する調査」を実施しています。

## 3.鳥獣による農作物等被害対策

イノシシ等野生鳥獣による農作物被害が拡大していることから、平成19年1月に「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置し、地域・市町村・県が一体となって野生鳥獣対策を総合的に推進しています。

また、被害対策の円滑な推進を図るため、必要に応じ地域野生鳥獣対策連絡会議を設置するほか、 野生鳥獣害研究チームによる被害対策に関する研 究開発を推進しています。

## 4.狩猟の適正化

狩猟については、農林水産業の振興等を図る見地から、有害性のある鳥獣の生息数の調整機能として実施されており、狩猟期間は、本県では、11月15日から翌年2月15日までとなっています。県では講習会などにより狩猟の適正化を図っているほか、銃器の使用による危険防止と静ひつ維持のため銃猟禁止区域を指定しています(表2-3-3)。

## 第5節 自然とのふれあいの確保

## 1. ふれあいのための施設

## (1)自然歩道

余暇時間の増大や高齢化社会の到来など社会情勢の変化や、人々の価値観がものの豊かさから心の豊かさ、生活の潤いへと変化するなかで、豊かな自然とのふれあいを求める自然志向が高まっています。

自然歩道は、このような、県民のニーズに応えるため、自らの「足」で豊かな自然・歴史・文化にふれ、郷土を再確認し自然保護思想の高揚を図るとともに、健全な心身の育成を図ることを目的に整備を進めています。

昭和63年に、佐原市を起点に、富津市に至る延 長約270kmが「首都圏自然歩道」として整備され、 多くの人に利用されています。また、この「首都 圏自然歩道」に接続して、養老川沿いに大多喜町 の麻綿原から市原市の養老橋に至る「養老川自然 歩道」の整備も8年度に完成しました(図2-3-1)。

また、首都圏自然歩道については、整備されてからかなりの年数が経過し老朽化してきていることから防護柵や標識等の再整備を進めるとともに、県内の唯一の未整備区画であった「東京湾を望むみち」が18年3月末に完成しました。

## (2)いすみ環境と文化のさと

いすみ環境と文化のさとは、一昔前まで身近に ふれあうことのできた昆虫や小動物の生息する豊 かな環境を保全するとともに、自然や郷土の文化 にふれあう体験学習の場を整備し、環境に対する

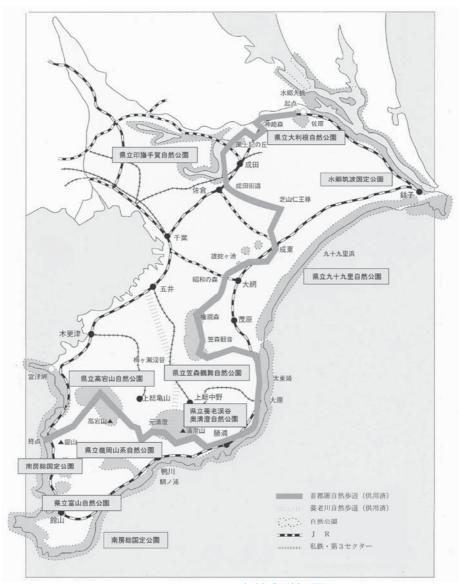


図2 3 1 自然歩道概要図

意識の高揚を図るため、造られました。ネイチヤーセンター、昆虫広場、生態園などがあるセンター地区とホタルの里やトンボの沼などの7か所のスポット地区が、夷隅町、大原町、岬町にまたがり点在しています。これらのスポット等を活用した年間30回余の自然と親しむ行事が実施されています。

## 第6節 森林の保全

## 1.森林の現状

## (1)森林の分布

本県の森林は、58%が県南部(夷隅、君津及び 安房)の丘陵地に、残り42%が県北部(市原市及 び長生郡以北)の台地及び台地斜面に分布してい ます。

森林の所有形態は民有林(公有林、私有林)が 95%と大部分を占め、国有林はわずか5%にすぎ ません。民有林の内訳は、公有林(県有林、市町 村有林、財産区有林)が7%で、私有林が93%です。

林種別には、人工林が39%、天然林が47%、その他14%である。人工林の構成は、スギ82%、ヒ

ノキ12%、マツ5%、その他1%で、スギの57%、ヒノキの81%が南部に分布し、マツの78%が北部に分布しています。天然林は、その61%が南部に分布しており、大部分はシイ、カシなどの常緑樹であり、北部ではコナラなどの落葉広葉樹が主体です。

## (2)森林面積等

本県の森林面積は、16万2,132haで全国第40位、森林率は全国平均(67%)の約半分の32%で第45位です。森林率を地区別に見ると、東葛飾地区が最も低く7%、夷隅地区が最も高く56%となっており、地区により著しい偏りが見られます。

県民1人当たりの森林面積は、266㎡で全国 平均(1,972㎡)の約7分の1という現状にあり、 地区別には東葛飾地区が1人当り13㎡と最も少な く、夷隅地区が2,207㎡と最も多くなっています。 県の森林は、依然として都市化の進展に伴い、 都市的土地利用に転換されて減少傾向にあります。

## (3)保安林の現状

本県の\*保安林は1万8,580haで、水源のかん養、 災害の防止及び保健休養等環境保全を目的として 指定されています。

## 2.森林の保全対策

森林は、木材生産等の経済的機能に加え、水源かん養、山地災害の防止、保健休養等の多面的な機能を有しており、これら諸機能の発揮を通じて県民生活に深い関わりを持っています。

県民の森林に対する要請は、水源の確保や自然環境の維持とともに、森林浴、野外レクリエーション、環境教育の場等のほか、地球温暖化防止に貢献する二酸化炭素の吸収源としての機能も注目されるなど、多様化かつ高度化しています。

本県の森林は、首都圏に残された貴重な緑資源であることから、県民の要請に応えるためにはその保全と適正な管理が必要です。

13年7月には森林・林業基本法の制定や森林法の一部が改正され、今後の林政の展開方向が、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展の実現を目指す政策に転換されました。

これを受け、県内の森林を重視すべき機能に応じて、\*「水土保全林」、\*「森林と人との共生林」、\*「資源の循環利用林」の3つに区分して、それに応じた施策を計画的に展開しています。

森林を保全し、森林の有する多面的機能を高度 に発揮させ、緑豊かで、潤いのある郷土をつくる ために、県では次の施策を実施しています。

## (1)地域森林計画

適正かつ計画的な森林施策を推進するため、全 県を2つの森林計画区に分け、それぞれ5年毎に 10年を1期とする\*地域森林計画を策定していま す。

また、市町村では市町村森林整備計画を策定し、 民有林を重視すべき機能に応じて次のように区分 し、地域の実情に即した森林整備を推進するため の具体的な森林施策を明らかにしています。

#### 表2 3 4

区分	面積(ha)	割合(%)
水 土 保 全 林	67,670	45
森林と人との共生林	44,217	29
資源の循環利用林	39,481	26
計	151,369	100

#### (2) 林地開発行為の規制

1 haを超える森林の開発行為について、林地の適正な利用を確保するため、林地開発許可制度の運用により、①機能の高い森林の保全、②開発行為の目的別に一定率の残置又は造成森林(緑地)の確保、③土石採取跡地等の植林による森林への早期回復等指導の徹底を図っています。また、産業廃棄物、残土等の違法投棄を未然に防止し森林の保全を図るため、林地監視員を配置してパトロールを実施しています。

## (3)治山事業と保安林の整備

森林の有する公益的機能の維持増進を図り、安全で住みよい県土づくりを推進するため、山崩れの復旧・予防、水源林や環境保全林の整備、海岸林の整備、地すべりの防止等の治山事業を実施しています。また、地域森林計画に基づき保安林の

表2 3 5 都市公園の種類及び現況(19年3月末現在)

	) J				19年3月末現在)
種	類	種別	箇 所	面積(ha)	内 容
	住区	街区公園	4,293	663.44	もっぱら住区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。
基	住区基幹	近隣公園	266	474.27	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を面積2haを標準として配置する。
幹	公園	地区公園	57	275.82	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1住区当たり1か所、面積4haを標準として配置する。
公園	都市基	総合公園	32	560.71	都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に 供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面 積10~50haを標準として配置する。
	基幹公園	運動公園	24	302.64	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15~75haを標準として配置する。
都		市林	0	0	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を 目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成す ることを目的として配置する。
広	場	公 園	14	2.02	主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において 都市の環境の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の 利用に供することを目的として配置する。
特	殊	公 園	39	199.16	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
大規	広	域 公 園	5	269.91	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1か所程度面積50ha以上を標準として配置する。
模公園		クリエーョン都市	1	38.3	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。
緩	衝	緑地	26	185.16	大気の汚染、騒音・振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都	市	緑 地	648	568.09	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を0.05ha以上とする。
緑		道	49	58.09	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹及び歩行者又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。
国	営	公 園	0	0	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的に記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。
合		計	5,454	3,597.61	3,597.61 (総公園面積) 6,052千人 (都市計画区域内人口) =6.09㎡/人

新規指定を促進するとともに、保安林の機能向上 を図るための整備、改良及び保安林の巡視を実施 しています。

## (4)森林の整備と保護

林業の振興と森林の有する公益的機能を高度に 発揮させるため、計画的・組織的に間伐を中心と した森林整備を促進しています。また、森林を健 全な状態に維持していくため、松くい虫の防除や サンブスギ特有の非赤枯性溝腐病の被害林の再生 を推進しています。

#### (5)緑化の推進

県民参加によるみどりづくりを推進するため、 緑の募金活動、みどりのボランティア推進事業な どを実施するとともに、次代を担うみどりの少年 団の育成を行っています。

## (6)里山の保全、整備及び活用の促進

県民や里山活動団体等が主体となった活動により里山の保全、整備及び活用を促進し、良好な里山の環境を次世代に引き継ぐため、平成15年に全国の都道府県に先駆けて、千葉県里山条例が制定されました。

この条例に基づき、里山の土地所有者と里山活動団体による里山活動協定の締結を促進するとともに、里山活動団体を支援するため、里山保全整備活動事業などを実施しています。

## (7)県営林の育成・管理

県民ニーズに応えた幅広い活用を図るため、県 営林の適正な整備を行っています。

#### (8)県民の森の整備

県民の健康増進と青少年の健全育成を図るため、 森林レクリエーションや野外教育の場を提供する、 県下6か所の県民の森を整備しています。

## 第7節 都市の自然環境の保全

## 1.緑とオープンスペースの計画的な確保

都市においては、地表の多くがコンクリートや アスファルトで覆われ、ビルが立ち並ぶなど、生 物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されてい ます。このような中で、都市の緑とオープンス ペースは、身近なうるおいとやすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気の浄化や都市特有のヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による生物多様性の保全など、大きな役割を担っています。

このため、本県においては、特別緑地保全地区 等の指定や住民との合意による緑地協定の締結な どにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図 るとともに、都市公園の整備などにより新たな緑 の空間の創出に努めています。

「緑の基本計画」は、市町村が独自性、創意工夫を発揮しながら住民の意見を反映させ、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等をまとめた計画です。この計画の策定状況は、都市計画区域の対象50市町村のうち、策定済が24市町村、策定中が8市町であり、その重要性に配慮した早急な策定が求められています。

#### 2.都市公園の整備

都市公園は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持ち、都市の基盤施設であることから、その施設の整備充実を図っています。県では、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心に整備することとしており、柏の葉公園(柏市)、長生の森公園(茂原市)、八千代広域公園(八千代市)、市野谷の森公園(流山市)等の事業を進めています。

また、市町村の行う都市公園等の整備について 指導等を行っています。

本県における都市公園等は、19年3月末現在33市6町3村で5,456か所、面積3,612.21haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約6.1㎡となっています(表2-3-5)。

## 3. 都市の緑地等の保全

## (1)都市緑地法による保全

緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を

表2 3 6 特別緑地保全地区の指定状況(19年3月末現在)

市町村	名   称	位置	面積	指定年月日
市川市	平田特別緑地保全地区	市川市平田2丁目の一部の区域	0.7ha	S 56. 3.20
"	子の神特別緑地保全地区	〃 北方3丁目の一部の区域	0.7	"
"	宮久保特別緑地保全地区	〃 宮久保4丁目の一部の区域	0.6	"
我孫子	船戸特別緑地保全地区	我孫子市船戸1丁目の一部の区域	2.0	S 57. 8. 6
佐倉市	鏑木特別緑地保全地区	佐倉市鏑木町字諏訪尾余の一部の区域	1.9	S 59. 8.21
千葉市	登戸緑町特別緑地保全地区	千葉市中央区登戸5丁目及び 稲毛区緑町の一部の区域	1.1	Н 1. 3.14
柏市	南柏特別緑地保全地区	柏市豊四季弁天谷の一部の区域	0.5	"
流山市	松ヶ丘特別緑地保全地区	流山松ヶ岡1丁目の一部の区域	0.3	"
千葉市	都町西特別緑地保全地区	千葉市中央区都町1丁目の一部の区域	0.7	Н 4. 5.15
"	宫崎台特別緑地保全地区	千葉市中央区宮崎町の一部の区域	1.8	Н 8. 3. 1
"	川戸特別緑地保全地区	千葉市中央区川戸町の一部の区域	4.1	H10. 8.18
"	花島観音特別緑地保全地区	千葉市花見川区花島町の一部の区域	0.4	"
"	柏井特別緑地保全地区	千葉市花見川区柏井町の一部の区域	6.2	H 18.10.31
"	作草部特別緑地保全地区	千葉市中央区椿の森3丁目及び 稲毛区作草部町の一部の区域	0.9	"
計	14地区		21.9	

総合的に推進するため、16年6月に「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」(都市緑地保全法、都市公園法等の改正)が制定され、このうち都市緑地保全法については、緑の基本計画事項に都市公園の整備に関する事項を加え、大規模敷地建築物に緑化の義務づけを行う緑化地域制度等を創設する等、緑地の保全のみでなく、民有地も含めた緑化や都市公園の整備を総合的・一体的に推進するための制度の充実を図ったことから、名称が「都市緑地法」と改められました。

## ア 緑地保全地域制度

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地を保全するため、都市計画法における地域地区として県知事が都市計画決定を行い、この地域内においては一定規模以上の建築行為、木竹の伐採や宅地の造成等の行為についてあらかじめ届出が必要になり、都道府県知事は緑地の保全上必要な場合にはその行為の禁止等を命令することができます。特別緑地保全地区と比較し、緩やかな規制を行う制度です。

## イ 特別緑地保全地区制度

都市内に残された緑地を地域地区として県知

事または市町村が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する制度です。これらの代償措置として損失補償、土地の買い取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。

表2 3 7 緑地協定締結状況(19年3月末現在)

市町村名	協定件数	協定面積
千 葉 市	172	612.46ha
市川市	12	5.89
佐 倉 市	21	96.10
柏市	2	34.27
市原市	1	1.85
流山市	13	9.24
八千代市	80	78.34
我孫子市	6	40,40
栄町	0	0
鎌ヶ谷市	1	0.56
東金市	4	33.31
四街道市	5	19.38
浦 安 市	1	3.81
計	318	935.61

表2 3 8 首都圈近郊緑地保全区域指定状況(19年3月末現在)

市町	名称	決定年月日	面積	所 在 地		
千葉市	東千葉近郊緑地保全区域 千葉市 東千葉近郊緑地特別保全地区				734.0ha	千葉市若葉区五十土町、川井町、大広町、 佐和町及び野呂町並びに緑区平山町、 高田町及び辺田町の各一部の区域
			61.3	千葉市緑区高田町及び若葉区野呂町の 各一部の区域		
市川市	行徳近郊緑地保全区域	F. 信证		市川市大字湊、湊新田及び欠真間の各 一部の区域並びにその地先		
	行徳近郊緑地特別保全地区	S 45. 8.28	83.0	同上		
君津市	君津近郊緑地保全区域	S 48. 6.20	635.0	君津市大字草牛、六手、馬登、作木、 大山野、尾車の各一部の区域		
野田市	利根川·菅生沼 近郊緑地私保全区域	S 52. 9.21	862.0	野田市大字長谷、小山、船形、莚打、 目吹、木野崎、三ツ堀、瀬戸、関宿江戸、 関宿町関宿三軒家、関宿台町、新田戸、 桐ヶ作、古布内及び木間ヶ瀬の各一部 の区域		

- (注) 1. 東千葉近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の一部分である。
  - 2. 行徳近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の全域である。

表2 3 9 生産緑地地区指定状況(18年12月末現在) (うち旧法地区)

表2 3 9 生產	<b>E</b> 球地地区1	<b>盲</b> 正	18年12月末現在)
士町壮々	市街化	市街化区域内	農地のうち生産緑地指定
市町村名	区域面積	地区数	面積
千 葉 市	12,868	517	122.88
市川市	3,984	380	108.65
船橋市	5,509	584	225.20
木更津市	3,400	85	11.04
松戸市	4,444	618	165.64
野田市	2,399	209	37.20
成田市	2,326	87	29.54
佐 倉 市	2,424	15	3.89
習志野市	1,818	101	17.71
柏市	5,410	596	192.33
市原市	6,125	153	24.07
流山市	2,151	313	90.18
八千代市	2,239	203	58.80
我孫子市	1,600	136	28.83
鎌ヶ谷市	1,073	167	81.68
君 津 市	2,195	26	3.83
富津市	1,571	69	15.30
浦 安 市	1,697	0	0.00
四街道市	1,245	86	25.75
袖ヶ浦市	2,112	67	9.03
印 西 市	1,500	18	2.66
白 井 市	847	49	46.03
富 里 市	479	43	12.59
合計23市	69,416	4,522	1,312.89ha

古甲	订村名	市街化	市街化区域内農	地のうち生産緑地指定	種	別
III h	刊们在	区域面積	地区数	面積	1里	カリ
船	橋市	5,509	1	16.37	旧第·	一種
白	井市	848	7	23.17	旧第	一種
	計	6,357	8	39.54		

表2 3 10 風致地区指定状況(19年3月末現在)

122 3 10	出现2001日近17701(19年3万本场任)				
市	風致地区	面積	指定年月日		
市川市	国 府 台	596.0ha	12 10 20		
	八幡	54.0	13.10.28 (48.12.28)		
	法華経寺	60.0	(40.12.20)		
	大 町	52.0	48.12.28		
	梨 風 苑	7.0	40.12.20		
船橋市	葛 飾	95.0	13.10.22 (48. 2.27)		
	中山競馬場	89.1	13.10.22 (44. 4. 9)		
	法 典	107.2	13.10.22 (60.11. 8)		
	滝 不 動	217.0	13.10.22 (48. 2.27)		
銚 子 市	御前鬼山	10.8	11.12.28		
	Ш	13.2	(49. 1.29)		
	海 鹿 島	42.0	11.12.28		
	犬 吠 埼	204.3	11.12.28		
	七ツ池	154.1	(49. 1.29)		
香取市	佐原	244.0	17. 4. 4		
	香取神宮	357.0	17. 4. 4		
計	16 地 区	2,302.7ha			

(注)() は最終指定年月日

※「都市緑地保全法」に基づく「緑地保全地区」 として指定された地区は、「都市緑地法」に 基づく「特訓緑地保全地区」とみなされます。

#### ウ緑化地域制度

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地などにおいて、一定規模 以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。市町村は都市計画で地域地区として緑化地域を都市計画決定するとともに、緑化率の最低限度を定めます。これにより効果的に緑を創出することができます。

## 工 緑地協定

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等 緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を 締結し、住民の積極的な協力によって計画的な 緑化の推進を図る制度です。(表2-3-7)

## 才 市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者 と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑 化施設を公開する制度です。

これにより地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。土地所有者には、相続税の評価減等のメリットがあります。

#### 力 緑化施設整備計画認定制度

緑の基本計画に定められた緑化重点地区・緑 化地域内において、民間の建築物の屋上、空地 など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定す ることで、事業者が緑化に関して税制面で優遇 措置を受けることができます。

## キ 緑地管理機構制度

都道府県知事は、緑地の保全や緑化の推進を 目的として設立されたNPO法人や公益法人を 緑地管理機構に指定することができます。緑地 管理機構は地方公共団体に代わって管理協定に 基づく緑地の管理や土地の買取り等を行うこと が出来ます。

## (2)首都圏近郊緑地保全区域及び同特別保全地区

首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境 と相当規模の広さを有している緑地を保全するた めに、「首都圏近郊緑地保全法」が制定されています。保全区域を指定したときには、国土交通大臣により定められた近郊緑地保全計画に則って、緑地保全に必要な施設の整備等を行うこととなっています。

また、指定された保全区域における一定の行為については届出が必要となっています。特に自然環境が重要なところについては、特別保全地区として都市計画に定め、この地区内での建築物の新築、土地の形質変更等の行為については許可制がとられています(表2-3-8)。

なお、地方分権一括法の施行に伴い、12年度から行為の許可事務等が当該市へ権限委譲されました。

## (3)生産緑地地区

都市化の進展に伴い、市街化区域内において、 優れた農地が無秩序に市街化され生活環境の悪化 をもたらすことから、これらを計画的に保全し良 好な都市環境をつくるため、「生産緑地法」に基 づき生産緑地地区を市が都市計画決定しています (表2-3-9)。

## (4)風致地区

都市における風致、景観の維持を目的として「都市計画法」に基づく地域地区のひとつとして指定されています(表2-3-10)。

風致地区内では、「千葉県風致地区条例」によって建築物の新築、土地の形質変更等の行為について知事の許可が必要とされ、都市の風致の維持がなされるよう規制が行われています。

なお、市川市と船橋市に位置する風致地区内の 許可事務は13年度から当該市へ権限移譲を行いま した。

## (5)樹木・樹林の保存

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」により、市町村長は都市計画区域内の樹木又は樹木の集団を、保存樹又は保存樹林として指定できます。

現在千葉市で1箇所5,990㎡、市川市で保存樹 10本、保存樹林5箇所21,791㎡が指定されていま す。 また、その他15市で各市の条例により、保存樹 2,872本、保存樹林1,535箇所6,774,385㎡が指定され、 良好な都市環境の維持向上を図っています。

## (6)地区計画等の活用による緑地の保全

身近にある比較的小規模な屋敷林、社寺林、草 地等の緑地について、地区計画制度等を活用して 緑地の保全のための規制を現状凍結的にかける制 度です。

## 第8節 文化財の保護

## 1. 史跡名勝天然記念物の指定

「文化財保護法」に規定する文化財のうち史跡、 名勝及び天然記念物を総称して記念物といい国、 県、市町村はそれぞれの段階に応じて指定を行い、 保護を図っています(表2-3-11)。

- ①史跡:貝塚、古墳、集落跡、城跡、社寺跡等で 歴史の正しい理解に欠くことのできないもの
- ②名勝:庭園、島嶼等で風致景観にすぐれ、あるいは芸術的、学術的価値の高いもの
- ③天然記念物:特有の動物及びその生息地、名木、巨樹、自然林、海浜植物群落、湖沼等の水草類、岩石・化石の産地、地層、洞穴等で学術上貴重で自然を記念するもの

記念物はその内容が自然環境と極めて密接な関連を有しています。また、指定行為は原則として指定時の現状を保存することを前提としており、この点で環境行政の一環に文化財の保護が関わってくるのです。

指定された各記念物の指定価値を損なう現状変 更は基本的には認められておらず、厳格に保護が 図られます。

表2 3 11 本県における記念物指定状況 (19年3月末現在)

	国	県	市町村	合計
史 跡	26	80	352	458
名 勝	1	5	7	13
天然記念物	16	51	177	244
合 計	43	136	536	715

## 2. 保護対策

## (1) 史跡の公有化と整備

史跡はいわば歴史的環境であり、直接自然環境 にかかわるものではないが、結果的には、その多 くが良好な自然環境を維持しています。

本県では、史跡のより完全な保護のために可能な限りの公有化を図るほか、歴史的環境を維持し、広く活用を図る意味で史跡公園等の形での整備を促進しています(表2-3-12)。

なお、この事業は市町村等が実施する事業の経 費の一部を県として助成するものです。

## (2)名勝指定地の公有化と整備

名勝は文化史的な背景をもつ風景や庭園などで、その存在は自然環境に支えられています。したがって、その保護はそのまま自然環境の保護につながるものです。保護対策としては、市町村等が行う公有化や保存整備事業があります。

表2 3 12 18年度実施した事業 - 史跡の公有化 -

25021310								
市町村名	指定区分	遺跡名	事業内容					
千葉市	玉	月ノ木貝塚	直接買上げ					
市川市	国	曽 谷 貝 塚	先行取得償還					
市川市	国	下総国分尼寺跡	先行取得償還					
市川市	国	下総国分寺跡	先行取得償還					
野田市	国	山崎貝塚	先行取得償還					
佐倉市	国	本佐倉城跡	先行取得償還					
酒々井町	玉	本佐倉城跡	先行取得償還					

表2 3 13 国・県天然記念物の指定状況 及び分類

区	分	分 類	国	県	合計
動物	種	3	0	3	
	杪	生息地・発生地	3	2	5
植物	単 木	4	17	21	
	群落地・自生地	3	4	7	
	自然林・社叢等	1	18	19	
地	質	化 石	1	5	6
鉱物	洞 穴	0	2	2	
	褶曲・侵蝕	1	3	4	
		合 計	16	51	67

また、18年3月には、県指定名勝「鴨川大山千 枚田」を含む鴨川市大山地域で、国の重要文化的 景観の選定に向けた保存活動計画が策定されまし た。

## (3)天然記念物

天然記念物は自然そのものであり、名勝と同じくその保護は自然の保護であります。動物の生息条件は植物以上に周辺の環境に左右され、自然環境の変化を如実に反映します。また、植物の指定は植物生態学上の視点による自然林、社叢等の指定が主流となっています(表2-3-13)。

保護対策としては、保護増殖事業等があり、この事業を市町村等が実施する場合には事業の経費の一部を県として助成するものです。